

# 第5次 小清水町行財政改革大綱

(平成28年度～平成32年度)

## 1 . 行財政改革の基本方針

本町は、平成8年以降、4次にわたる行財政改革大綱を策定し、目標に掲げた改革を切れ目なく推進し、持続可能な行財政運営体制の確立に力を注いできました。

これまでの改革により目標は概ね達成したところであり、これ以上の大幅な量的削減は厳しい状況にあります。

しかしながら、急速に進展する人口減少や超高齢化社会の到来は、行政のあり方にも大きな変革が求められています。

今後、組織運営体制のスリム化だけでは住民サービスを低下させる恐れもあり、前例や固定観念等に捉われず「町民の目線」を基本とした発想の転換が必要とされ、行政運営の仕組み、手法を変えていくことが重要になります。また、その成功事例を積み重ねていくことで、将来想定される厳しい社会状況においても住民に求められる質の高いサービスを継続的に提供し、地域全体が発展し続けるまちづくりを進めていくことが可能になります。

これまでの改革の取り組みを継承・発展させつつ、時代環境の変化を見据え、新たな発想・視点からの行政展開を軸に、時代にふさわしい行財政改革を推進します。

## 2 . 行財政改革の推進

行財政改革の推進に当たっては、小清水町行政改革推進審議会並びに小清水町議会の提言等を受け、町長を本部長とし副町長及び教育長並びに課長等で構成する小清水町行財政改革推進本部を推進主体とした全庁的体制で推進します。

## 3 . 実施期間

実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とします。

なお、今後の状況の変化等に応じて、適宜、整合を図ります。

## 4 . 推進事項

### (1) 行政運営の改革

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に対し、限られた組織・人員体制で行政運営を行っていくためには、様々な課題に適切に対応できるよう職員一人一人が実務や研修等をとおして専門性の強化や処理能力の向上を図るとともに、職員間や組織間の連携を強化することが重要で、目的を達成した分野や総体的に必要な性の低下した組織についてはその執行体制を整理する一方で、新たなまちづくりの課題や行政

需要にきめ細かな対応が求められる組織については、より効果的かつ効率的な体制に再編していきます。

また、これまで、行政運営の効率化と住民サービスの向上のため、指定管理者制度や業務委託を積極的に導入してきたところですが、今後においても指定管理料や業務内容の検証を行うとともに、新たな導入も視野に入れ検討していきます。

今後、超高齢化・人口減少社会を迎え、誰もが安全・安心、そして快適に暮らせるまちづくりを進めていくためには、住民と行政が連携し社会全体を支える方向に転換していくことが重要になり、そのためには、住民をはじめ自治会や各団体に対し、行政に関する情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりの現状や課題を共有化することが大切です。また、その情報について互いに話し合い、施策のあり方や事業の内容を協議するなど、町政への積極的な参画と協働を促し、住民ニーズに沿ったより質の高い公共サービスの提供に向けて、行政運営の改革を推進していきます。

## (2) 財政運営の改革

限られた財源の中で持続的、安定的な行政サービスを提供するためには、財政が健全であることが不可欠です。職員定数や給与・報酬の適性化をはじめ、公共工事の諸経費見直しなど、引き続き行政経費全般について節減合理化を図り、簡素で効率的な行政運営の実現を目指します。また、自主財源の確保と負担の公平性の観点から、町税や国民健康保険料等については、「徴収強化委員会」において、収納対策に関する情報の組織横断的共有を図り、納期の見直しや適正な滞納整理手続きを徹底し、収入の確保に努めていきます。

上下水道使用料については、消費税率の引き上げ分を適正に反映させることが求められています。また、人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれることを踏まえ、受益者負担の原則に基づき、近隣町の状況等を勘案しながら適正な使用料について検討・見直しを行っていきます。

公共施設については、老朽化に伴う大規模な修繕や更新期を迎え多大な財政負担が生じることが予想されます。利用状況や将来の人口等を見据えて、更新・統合・廃止等の方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、配置や規模の適性化、管理運営の合理化を進めるとともに、引き続き使用料の見直しも含め直接経費の負担について検討していきます。